

令和 5 年 4 月 2 1 日
京 都 市

地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設の在り方について（諮問）

（諮問理由）

全国的に、都市公園においては、Park-PFI 等、ハード面の充実を図る制度の活用は一定程度進んでいる一方で、公園の管理運営に関しては、依然として画一的なものが多く、公園のポテンシャルを十分に引き出せていないのが現状です。

令和 4 年度の国の「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」においては、「都市公園制度誕生 1 5 0 年目のパラダイムシフト」として、身近にある小規模公園も含め、多様な主体との連携を一層進め、利用効果のみならず、公園の存在効果、地域への波及効果にまで、そのポテンシャルを活かし、「使われ活きる公園」を目指すべきと提言されるなど、公園のより柔軟な管理運営が求められています。

そのような中で、本市では、令和 3 年度から、民間企業などに対して公園の柔軟な利活用を試行的に認め、地域・企業・行政で継続的に対話等を行いながら、それぞれの公園の理想像を探る「公民連携 公園利活用トライアル事業」を導入。社会実験として始めたこの事業では、焚火やアート展示など、数多くの多彩な取組が展開され、公園の魅力向上のみならず、公園を拠点とした地域交流や社会課題の解決に寄与する事例も生まれました。

一方で、持続可能な取組とするためには、人材や財源、活動拠点の確保が課題となっています。

これらの成果と課題を踏まえ、本市では、公園の特性やニーズに応じて規制を見直し、地域が独自の公園利用ルールや活用方針を定めることを認めるとともに、地域が主体となる公園運営を企業、大学、NPO 等の多様な主体がハード・ソフトの両面から支援できる「新たな公園運営モデル」の構築に取り組んでいます。

「新たな公園運営モデル」を導入する公園においては、地域やその支援団体等に対して、交流・活動拠点としての利用を前提とした公園施設の整備を認めることを検討しています。

つきましては、上記公園施設が備えるべき基本的な機能、外観、配置等、公園に相応しい施設の在り方について、専門的な見地から御意見をお伺いするべく、貴審議会へ諮問するものです。

令和5年4月21日
京 都 市

地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設の在り方検討部会の設置について

<設置理由>

- ・現在京都市では、地域が主体となる公園運営を企業等の多様な主体がハード・ソフト両面から支援できる「新たな公園運営モデル」の構築に取り組んでいる。[資料1－3](#)
- ・その中で、京都市と研究を進める企業からは、公園内に店舗と地域の交流スペースが一体化した施設の整備や、店舗の収益を公園運営の支援に活用する提案が示されている。[資料1－4](#)
- ・京都市としても、「新たな公園運営モデル」を導入する公園においては、地域等の交流・活動拠点としての利用を前提とした公園施設の整備を認めることを検討しており、その施設に備えるべき、基本的な機能、外観、配置等、公園に相応しい施設の在り方について、専門的な見地から御意見をいただく必要があるため、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき部会を設置するもの。

(参考) 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 (抜粋)
(部会)

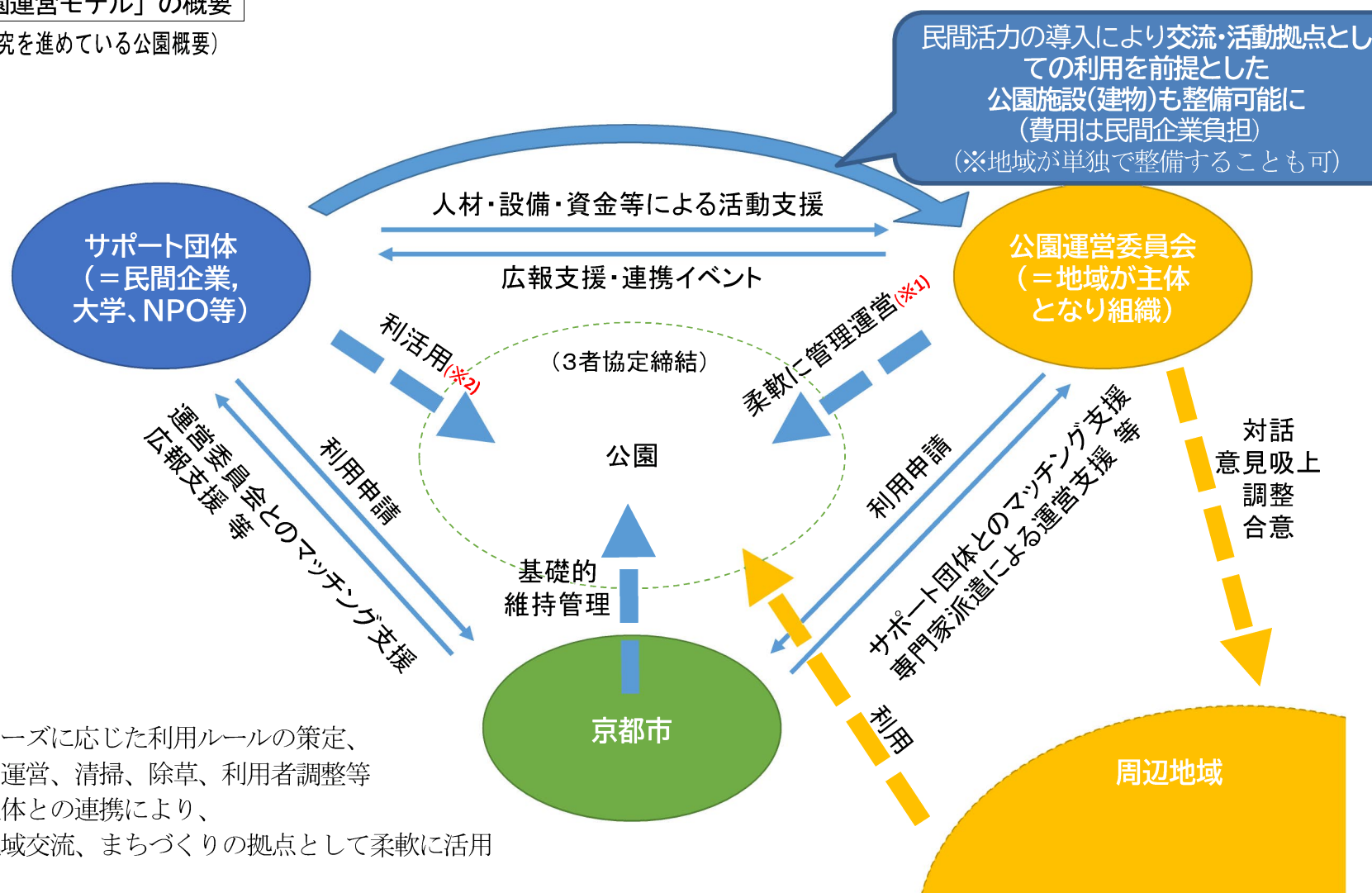
第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

<検討部会スケジュール(案)>

令和5年4月21日	第15回京都市都市緑化審議会 「地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設の在り方」に係る諮問 及び部会設置
5月頃	第1回部会 柔軟な公園運営に資する公園施設の設置を認める場合の条件等の検討
7月頃	第2回部会 柔軟な公園運営に資する公園施設の設置を認める場合の条件等の検討
令和5年度中	第16回京都市都市緑化審議会 「地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設の在り方」に係る答申

「新たな公園運営モデル」の概要

(別紙：共同研究を進めている公園概要)



※1

- ・地域のニーズに応じた利用ルールの方策、イベント運営、清掃、除草、利用者調整等
- ・多様な主体との連携により、公園を地域交流、まちづくりの拠点として柔軟に活用

※2

- ・公園の魅力向上や地域コミュニティの活性化等に資する利活用を展開
- ・活動に営利行為を伴う場合は、利益の一部を運営委員会へ還元
- ・柔軟な公園運営に資すると認められる場合には、施設整備も可能に

共同研究を進めている公園の概要

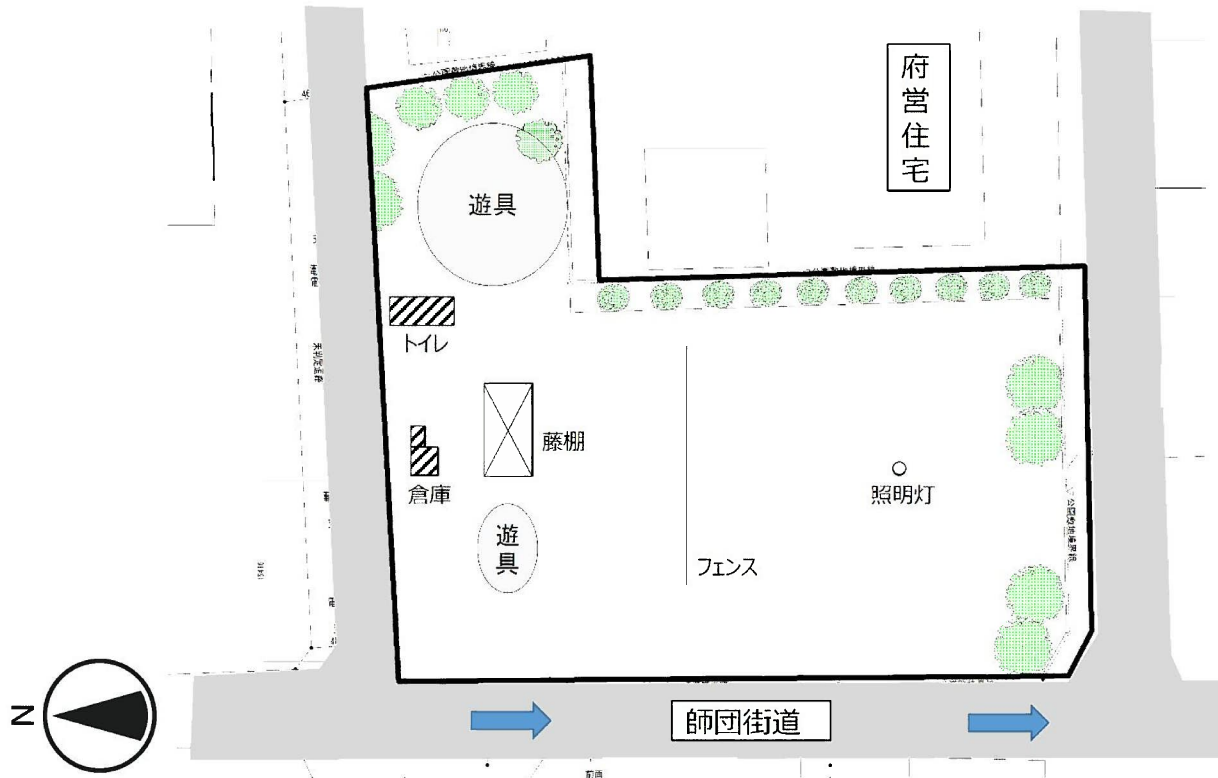
名 称：北鍵屋公園

場 所：伏見区深草北鍵屋町

面 積：2, 282m²

種 別：街区公園

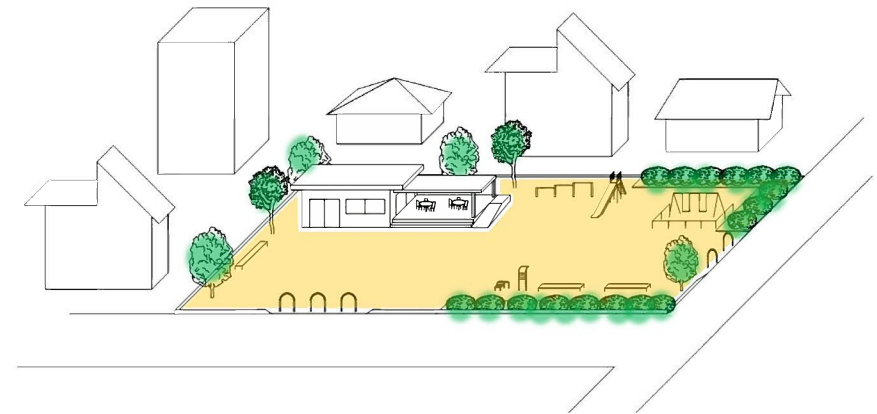
主として街区内に居住する者の利用に供することを
目的とする公園で1箇所当たり面積2, 500m²を
標準として配置



整備を認める公園施設のイメージ

柔軟な公園運営に資する施設の在り方や持続可能な運営の仕組みづくりに向けて、令和4年度から、地域、企業と共同研究を実施中。

企業からは、店舗と地域の交流スペースが一体化した施設の整備や、店舗の収益を公園運営の支援に活用する以下のような提案が示されている。

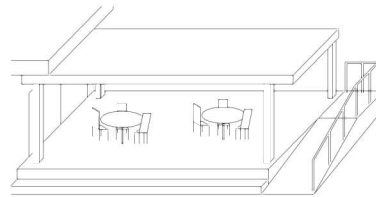


①店舗と併せて地域の交流・活動拠点施設を整備・提供

活用例



【多世代交流や子どもの見守りの場に】



【地域の憩いの場に】



【地域の会合や
サークル活動の場に】



【店舗の清潔なトイレを
公園トイレとして使用可能に】

②店舗の収益の一部を継続的に地域に還元

活用例



【公園施設の購入費に】
(例) 遊具、ベンチ、花壇など



【みんなで使う物品の購入費に】
(例) ドッグラン用可動柵など



【イベント等の活動費に】
(例) 夏祭り、防災イベント など



【管理費として活用
地域ボランティアの負担軽減に】
(例) 草刈の外注 など